

# 災 害 救 護 速 報

平成 30 年 6 月 19 日 (火) 16 : 00 現在  
事業局 救護・福祉部 救護課  
TEL : 03-3437-7084 / FAX : 03-3435-8509

※内容・数値等は、随時更新されます

## 平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる日本赤十字社の対応について (3)

日本赤十字社の対応は以下のとおりです。

### 1 災害の状況 (気象庁情報)

発生時刻 : 平成 30 年 6 月 18 日 (月) 07 時 58 分頃

震央地名 : 大阪府北部地方 (北緯 34.8 度、東経 135.6 度)

震源の深さ : 13 km

規模 : マグニチュード 6.1

震度 : 震度 6 弱 大阪府大阪市 (北区)、高槻市、茨木市、箕面市、枚方市、

震度 5 強 大阪府大阪市、寝屋川市、吹田市、摂津市、交野市、島本町、豊中市

京都府京都市、八幡市、久我山町、亀岡市、長岡京市、大山崎町

### 2 主な被害の状況 (消防庁調べ : 6 月 19 日 06 時 30 分現在)

#### (1) 人的被害

##### 【大阪府】

死者 4 名

負傷者 328 名

##### 【三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県】

死者 0 名

負傷者 48 名

#### (2) 建物等被害

##### 【大阪府】

一部破損 3 件

##### 【奈良県】

一部破損 3 件

#### (3) 避難の状況

##### 【大阪府】

避難所数：402 か所

避難者数：814 名

**【京都府】**

避難所数：3 か所

避難者数：24 名

**【兵庫県】**

避難所数：8 か所

避難者数：なし

### 3 日赤関係の建物被害等

4ブロック支部管内施設に大きな被害なし

※ 高槻赤十字病院で一部水漏れあり。(診療に影響なし)

### 4 日本赤十字社の対応

#### (1) 体制

**【4ブロック】**

○大阪府支部

- ・支部災害対策本部を設置。(18日 9時30分)
- ・第3次救護体制を発令(支部全体での対応：情報収集、連絡調整を実施)

○その他支部

- ・対応体制をとり、情報収集等を実施。

**【3ブロック、5ブロック】**

- ・情報収集を実施。
- ・物資要請等への対応準備。

**【本社】**

- ・第2次救護体制を発令(救護・福祉部職員を中心に情報収集、連絡調整を実施)  
(18日 8時54分)
- ・18日夜間については、救護課職員2名の当直体制にて、情報収集を実施。

#### (2) 救護班等

**6月18日(月)**

**【4ブロック】**

○大阪府支部

- ・大阪府支部(大阪赤十字病院、高槻赤十字病院、各1班)救護班 待機指示。

- ・大阪府災害対策本部へ日赤災害医療コーディネーター1名、支部職員1名を派遣。
- ・大阪府支部（大阪赤十字病院）救護班1班を大阪府支部へ参集指示。
- ・4ブロック内の各支部へ救護班1班を大阪府支部へ参集するよう要請。
- ・大阪府支部（大阪赤十字病院）救護班1班を医療ニーズ等調査のため茨木市の避難所へ派遣。茨木市保健医療センター職員と合流し、3チームに分かれて調査を実施。

○その他支部（滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、）

- ・13時43分に兵庫県支部救護班1班が大阪府支部に到着し、対応の調整。
- ・14時50分に京都府支部救護班1班が大阪府支部に到着。
- ・15時17分に滋賀県支部救護班1班が大阪府支部に到着。
- ・和歌山県支部、奈良県支部から救護班各1班を派遣。
- ・大阪府支部の要請により、和歌山県支部日赤災害医療コーディネーターを大阪府支部へ派遣。
- ・医療ニーズ調査の結果、医療救護のニーズが少ないことから、他県から派遣された救護班、日赤災害医療コーディネーターは撤収。

【本社】

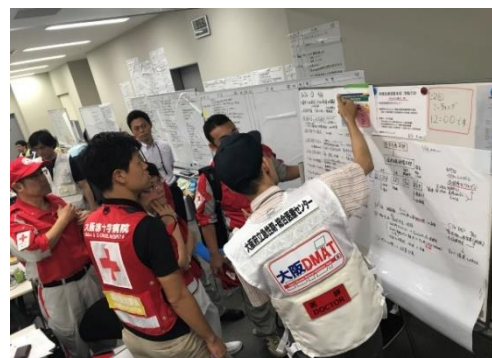
- ・11時50分に初動要員として本社職員4名、他3名を大阪府支部へ派遣。19時30分に大阪府支部に到着。
- ・兵庫県滞在中の本社職員1名を大阪府支部へ派遣。16時15分に大阪府支部へ到着し、対応を協議。

6月19日(火)

- ・大阪府災害対策本部会議（保健医療調整本部）に日赤職員4名を派遣。（10時00分）被災地の活動エリアの分担調整を行った結果、日赤は4つの地域のうち、茨木地域（茨木市、高槻市、摂津市、島本町）を担当することが決定。
- ・日赤災害医療コーディネーター1名と大阪府支部（大阪赤十字病院）救護班1班を茨木市保健所へ派遣し、今後の対応について協議。



大阪府保健医療調整本部に入った救護班①



大阪府保健医療調整本部に入った救護班②

(3) 物資関係

・大阪府支部の要請を受け、愛知県支部より弾性ストッキング 678 枚を輸送。

(19 日 14 時 04 分)

5 災害救助法の適用

継続的な救助が必要とされるため、大阪府内の 12 市 1 町に災害救助法が適用されました。

(法適用日:平成30年6月18日)